

ひたちなか市議会総務生活委員会

令和4年6月13日（月） 午前10時6分開議

議事堂第2，第3委員会室

【付議事件】

1 議案

議案第55号 あらたに生じた土地の確認について

議案第56号 字の区域の変更について

2 請願・陳情

請願第28号 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律(土地利用規制法)の廃止を求める意見書提出」を
求めることについて

○出席委員 8名

総務生活委員会	鈴木道生	委員長
	深谷寿一	副委員長
	宇田貴子	委員
	大内健寿	委員
	薄井宏安	委員
	加藤恭子	委員
	鈴木一成	委員
	井坂章	委員

○欠席委員 0名

○委員外議員 1名 大久保清美 委員

○説明のため出席した者

企画部	森山雄彦	企画部長
	松本竜宝	参事兼企画調整課長
	菊池徳	企画調整課長補佐兼企業誘致推進室長

総務部	小 倉 健	総務部長
	西 野 浩 文	総務課長
	鈴 木 寿 和	総務課長補佐兼文書法制係長
	寺 山 幸 宏	総務課総務係長
	福 家 一 真	総務課文書法制係主任

○事務局職員出席者

議会事務局	岩 崎 龍 士	局長
	鯉 沼 光 人	次長補佐
	佐 藤 ゆかり	主幹

総務生活委員会

令和4年6月13日（月）

*開会に先立ち、各部長から4月の人事異動による課長補佐以上の職員紹介を行う。

午前10時6分 開会

○鈴木（道）委員長 それでは、これより総務生活委員会を開きます。

初めに、5月17日の総務生活委員会の所管事務調査におきまして、執行部に要求しました資料を各議員のお手元に配付してありますので、ご確認をお願い申し上げます。

それでは、審査に移ります。

本日の付託案件は、議案2件、請願1件、以上3件です。

審査の進め方につきましては、最初に議案の審査をした後、請願の審査を行いたいと思います。

以上のように委員会を進めていきたいと思いますが、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木（道）委員長 異議なしと認め、そのように進めてまいります。

最初に、議案第55号 あらたに生じた土地の確認について、議案第56号 字の区域の変更について、以上2件は関連がありますので、一括して議題とします。

提出者の説明を願います。小倉総務部長。

○小倉総務部長 それでは、議案第55号、第56号、関連がありますので、一括してご説明を申し上げます。

○鈴木（道）委員長 着座にて説明願います。

○小倉総務部長 失礼します。

茨城県の施工によります茨城港常陸那珂港区区域内の公有水面埋立工事の竣工が認可されたことに伴いまして、まず議案第55号において、本市の区域内に面積26万7,973.03平方メートルの新たな土地が生じたことを確認するとともに、議案第56号において、その土地を大字長砂字渚に編入するため、字の区域を変更しようとするものであります。

なお、新たに生じた土地の所在地につきましては、添付の参考資料にお示しをしております。表紙をめくっていただきますと、茨城港常陸那珂港区中央埠頭の付け根の部分です。やや南寄りの場所で、黒の枠線で囲った部分が今回竣工をした箇所でございます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○鈴木（道）委員長 これより質疑を行います。質疑は一括して行います。宇田委員。

○宇田委員 今回確認された土地を含めて、中央埠頭で埋め立てられた土地の利用状況について伺います。

○鈴木（道）委員長 菊池企画調整課長補佐兼企業誘致推進室長。

○菊池企画調整課長補佐兼企業誘致推進室長 ただいまのご質問にお答えいたします。

今回、埋め立てられました中央埠頭につきましては、今まで中央埠頭は順次整備されているところでございますけれども、現在の利用状況につきましては、国内向けといたしまして様々なものが輸入をされているところでございますけれども、主に食料品関係の貨物が多くを占めてご

ございます。また、国外向け、外国向けにつきましては、主に完成自動車の輸出用に利用されているような状況でございます。

以上でございます。

○鈴木（道）委員長 宇田委員。

○宇田委員 ただいまのご説明は、埠頭の、埠頭というんですか岸壁の船の利用状況かと思うんですけども、埋め立てられた土地についての利用状況はいかがでしょうか。

○鈴木（道）委員長 菊池企画調整課長補佐兼企業誘致推進室長。

○菊池企画調整課長補佐兼企業誘致推進室長 ただいまのご質問ではございますけども、埋め立てられた土地につきましてでございますが、先ほど完成自動車のほうのモータープールとして主に利用されているところでございます。あとは一部コンテナのほうも置いているような状況でございます。

○鈴木（道）委員長 宇田委員。

○宇田委員 それで、今回確認された土地の利用状況の予定についてはいかがでしょうか。

○鈴木（道）委員長 菊池企画調整課長補佐兼企業誘致推進室長。

○菊池企画調整課長補佐兼企業誘致推進室長 先ほどの、今回の埋められた土地の今後の利活用につきましてですけども、一応今回の土地につきましては、製造業用地として今後使用されていく予定となっております。

○鈴木（道）委員長 宇田委員。

○宇田委員 今後利用されていく予定だということでした。それで、この中央埠頭の埋立てには、隣の北埠頭の火力発電所で燃やされた石炭灰を埋め立てて造っているということですけども、その石炭灰が埋め立てられて造られている状況について伺います。

○鈴木（道）委員長 菊池企画調整課長補佐兼企業誘致推進室長。

○菊池企画調整課長補佐兼企業誘致推進室長 ただいまのご質問にお答えいたします。

今回、中央埠頭につきましては、今までいろんなところが埋め立てられておりますけども、その一部につきましては石炭灰で埋め立てる予定となっている部分もございます。今回、新たに生じた土地についてでございますが、こちらについては、石炭灰ではなく、茨城県内で発生した公共残土であったり、あとは常陸那珂港区や日立港区、鹿島港で発生したしゅんせつ土砂のほうを利用して埋立てを行ってございます。

以上でございます。

○鈴木（道）委員長 宇田委員。

○宇田委員 今回確認された土地については石炭灰ではないということでしたけども、火力発電所の石炭灰も埋め立てながら広げていると、中央埠頭の中では。ということで、今、地球温暖化防止ということで火力発電はもう廃止しようという流れの中で、相変わらず火力発電を使ってその灰を埋め立てながら中央埠頭を開発しているということについては、これ以上常陸那珂港、開発を続けるべきではないと考えますけども、いかがでしょうか。

○鈴木（道）委員長 菊池企画調整課長補佐兼企業誘致推進室長。

○菊池企画調整課長補佐兼企業誘致推進室長 ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほど議員がおっしゃいましたとおり、まさに今はCO₂削減というような形でいろいろと推奨されております。そのような中で化石燃料のほうを燃焼しての発電というのは、確かに環境のほうにつきましてもなかなか厳しい状況はあるかなとは思いますが。

しかしながら、やはり我々としてしましては、茨城県の港湾計画に基づいて整備されている、あとはエネルギー政策につきましては、やはり国のほうの考え方というものも十分に勘案するような形で推奨していくような形になろうかなと思います。我々、港湾建設につきましては、先ほど申し上げましたとおり、やはり県の港湾計画に基づいた形で我々も粛々と進めていくような形になろうかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○鈴木（道）委員長 宇田委員。

○宇田委員 それでは、最後に、その県の港湾計画に基づいてこの開発が続けられているということの中で、本市が負担してきた税金の総額とその根拠、負担しなければならない根拠について伺いいたします。

○鈴木（道）委員長 菊池企画調整課長補佐兼企業誘致推進室長。

○菊池企画調整課長補佐兼企業誘致推進室長 ただいまのご質問にお答えいたします。

常陸那珂港の開発につきまして本市が負担してきた割合でございますけれども、平成4年の着工から昨年度までにつきましては、約72億円を負担している状況でございます。

また、根拠といたしましては、地方財政法やあとは港湾法に基づきまして国が整備を行う部分につきまして県、市、村が負担することになってございます。

また、県、市、村が負担する部分につきましては、その三者で協定書を締結いたしまして負担割合を決めているところでございます。

○鈴木（道）委員長 ほかに質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木（道）委員長 それでは、質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論は一括して行います。討論ありませんか。宇田委員。

○宇田委員 議案第55号、議案第56号について反対の立場から討論します。

いずれも埋立てでできた新たな土地の確認と、その土地に住所をつけるという議案であり、いずれも常陸那珂港湾建設を推し進める過程の議案であり、これ以上建設を進めるべきではないという立場から、一括して反対の討論を行います。

常陸那珂港は、総事業費6,800億円として1992年から建設が開始され、最初に造られた北埠頭では現在3基の石炭火力発電が稼働し、石炭輸入の専用埠頭となっています。中央埠頭はそこで燃やされた大量の石炭灰を埋め立てる格好の場所となっており、港湾建設を進める茨城県と石炭灰の処分先が必要な電力会社にとってお互いウィン・ウィンの関係と言えます。

この港の開発に本市はこれまでに72億円の市の税金を使ってきましたが、この先も経常経費のように毎年億単位の税金の投入が続きます。先ほど根拠をお聞きしましたけれども、港湾法を根拠に工事費用は国、県が出すべきと強く求めるべきだと思います。また、今、気候危機から

地球を守るために地球温暖化防止が世界的な課題となり、石炭火力発電廃止の動きが加速する中、日本はアンモニアなどの混焼技術導入を口実に今後も石炭火力を温存しようとしています。

常陸那珂港をカーボンニュートラルポートとしてゼロカーボンを目指すという取組もありますが、カーボンニュートラルを目指すならば、石炭火力はきっぱり廃止し、自然エネルギーを使った新たな産業に力を入れるべきで、本市は地元自治体として国、県に進言できる立場にあると考えます。

石炭火発とこれ以上の港湾建設はやめるべきと訴え、反対の討論とします。

○鈴木（道）委員長 ほかに討論ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木（道）委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決します。最初に、議案第55号を採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとするに賛成の委員の起立を願います。

（賛成者起立）

○鈴木（道）委員長 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定しました。

次に、議案第56号を採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとするに賛成の委員の起立を願います。

（賛成者起立）

○鈴木（道）委員長 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定しました。

以上、議案の審査を終了します。

次に、新たに付託されました請願の審査を行います。

請願第28号 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（土地利用規制法）の廃止を求める意見書提出」を求めることについてを議題とします。

請願書につきましては、お手元に写しを配付しております。

請願第28号について事務局職員に朗読をさせます。佐藤主幹。

（事務局朗読）

○鈴木（道）委員長 ありがとうございました。

それでは、何かご意見等ございましたら発言を願います。宇田委員。

○宇田委員 まず、執行部に教えていただきたいんですけども、この法律の中で重要施設とされる施設というのが自衛隊・米軍基地、海上保安庁施設、生活関連施設ということで、自衛隊施設はひたちなか市にある自衛隊施設ということが分かります。生活関連施設というのは何かということで、国民保護法に規定される生活関連等施設が参考になるというふうにあります。では、ひたちなか市の施設の中でこの国民保護法に規定される生活関連等施設というものは何かということについて分かれば教えていただきたいと思います。

○鈴木（道）委員長 西野総務課長。

○西野総務課長 本市の中で重点施設の生活関連施設で指定されるものがあるのかという宇田議員のご質問ですが、国民保護法に想定される生活関連施設については、先ほどの請願書にもありましたように、鉄道の駅や水道施設などがございますが、例えば駅では1日の利用者数が10万人以上であったり、水道施設においては1日につき10万立方メートル以上の水を供給する施設とありますので、本市の勝田駅や上坪浄水場をはじめ、現段階で想定される施設はないと思われませんが、重点施設の、先ほど議員さんからあったように、防衛関連施設としまして、最近の新聞報道によりますと、防衛関係の施設600か所以上を規制対象に指定する見通しとの報道がございますので、本市においては、勝倉にあります陸上自衛隊勝田駐屯地と東石川にあります陸上自衛隊演習場が指定について現在国のほうで検討が行われていることが想定されているところでございます。

以上でございます。

○鈴木（道）委員長 宇田委員。

○宇田委員 そうしますと、勝倉の駐屯地と東石川の演習場が注視区域と指定されれば、その周辺1キロ内に住む住民が調査の対象になるということで、どれくらいの人口がそこに住まわれているのか、教えていただきたいと思います。

○鈴木（道）委員長 西野総務課長。

○西野総務課長 ただいまのご質問についてお答えさせていただきます。

こちらの重点施設の注視区域の周辺1キロにどれくらいの人口が住んでいるのかというお尋ねですが、勝倉にあります陸上自衛隊勝田駐屯地の周囲約1キロメートルの人口でございますが、こちらは市のほうでは大字ごとしか集計ができませんので、おおよその上に最大値で人口のほうを見ておりますが、約9,000人の方が住んでいると推測されます。

また、東石川にあります陸上自衛隊演習場の周囲約1キロメートルには、約2万1,000人の方が住んでいると推測されるところでございます。

以上でございます。

○鈴木（道）委員長 宇田委員。

○宇田委員 この自衛隊の施設の中で、司令部などの機能を持っていれば特別注視区域に指定される可能性があり、そうすると、土地の売買に当たって個人情報や利用目的などを内閣総理大臣に届け出て許可が必要になるということで、不動産価格に影響するのではないかとおっしゃっております。

もう一つお聞きしたいことは、この法律で自治体と国との関係がどうなるのかという点についてですけれども、この法律の言う重要施設のうち、どこを注視区域とするのかということについては、自治体には全く事前の情報提供や相談がなく決められてしまうというつくりになっています。内閣総理大臣が注視区域を決めた後に地方公共団体の長、いわゆる市長には通知をするだけだと。一方、その注視区域内の調査をしたいときには、市長に対してその土地に関係する者の氏名、名称、住所、そしてその他政令で定めるものの提供を求めることができるとし

ています。その他政令で定めるということで、求められる調査の範囲には歯止めがないということです。市長はそういう求めがあったときには情報を提供するものとするという法律の文になっているんですね。

そこでお聞きしたいことは、本市の個人情報保護条例との関係でその情報提供、求められた情報を提供することに問題は生じないのか、市民の思想信条、プライバシーなどに及ぶ調査とその情報提供が求められたときに、市はそれを拒否することができるのか、伺います。

○鈴木（道）委員長 西野総務課長。

○西野総務課長 ただいまのご質問についてお答えさせていただきます。

こちらの重要土地等調査法第7条第1項では、内閣総理大臣は、関係地方公共団体の長に対し、情報の提供を求めることができると規定しておりますが、これは他の手続で収集し、既に保有している情報の提供を求めるものでありますので、市が調査活動を行うことは予定されておられません。

この規定により提供を求める情報は、氏名、住所、その他政令で定めるものとなっており、その他政令で定めるものにつきましては、政府は、利用者等の本籍、国籍、生年月日、連絡先等を規定することを想定していると述べております。

したがって、市内が注視区域に指定された場合には、市は住民基本台帳等の情報提供を求められる可能性があると考えております。この住民基本台帳等の情報の提供は、国の安全を守るという立法目的を達成するため必要かつ最小限のものであり、個人の思想信条などの情報については、そもそも市のほうでは保有しておらず、提供の対象とはなり得ないことから、市の情報提供に憲法上の問題は生じないものと考えております。

また、市が保有する個人情報の外部提供につきましては、ひたちなか市個人情報保護条例にこれを制限する規定がございますが、法令等に定めがある場合には外部提供をすることができることとなっているため、条例上の問題も生じないものと考えてございます。

以上でございます。

○鈴木（道）委員長 宇田委員。

○宇田委員 今のご説明はすごく安心できるご説明だったと思うんですけど、この法律自体には、その他政令で定める、その情報提供をしてほしい中身についてはその他政令で定めというふうにあります、何の歯止めもないので、実際何について調べてほしい、情報が欲しいということが求められるのか、本当に政府の良識を信じるしかないところになっておりますが、歯止めがないので本当にこれは危険な法律だと思っておりますので、私としては、この請願にあるように、廃止を求める請願は採択すべきだというふうに結論づけたいと思います。

○鈴木（道）委員長 ほかにご意見、ご発言ございますか。井坂（章）委員。

○井坂（章）委員 ちょっと請願のちょうど真ん中辺頃なんですけれど、重要施設あるいは国境離島等の機能を阻害する行為、機能阻害行為というのが記述されておりますけれど、この機能を阻害する行為という定義というのはどういうふうになっているか教えていただきたいということです。

○鈴木（道）委員長 福家総務課主任。

○福家総務課主任 この機能を阻害する行為につきましては、例えばなんですけれども、通信を阻害する行為とか重要施設の機能を阻害するようなものを想定しているというふうに確認しております。

以上です。

○鈴木（道）委員長 井坂（章）委員。

○井坂（章）委員 この場合は、多分何らかの問題が起きたときに適用することを前提としてこの法律を作ったんだと思いますけど、この定義が通信傍受阻害だとかという、ちょっと抽象的なことでしかないということになると、まだはっきり決まっていけないのではないかというふうに私は思うんですね。

だって、これだけの法律で一人一人の人権をある程度拘束するようなものにつながっていくわけですので、この場合、その定義が不十分ではないかというふうにちょっと私は思うんですけど、その点についてはどのように考えますかね。

○鈴木（道）委員長 西野総務課長。

○西野総務課長 ただいま議員さんのほうで、国のほうでまだ細かいことが決まっていなかったんじゃないかというご質問だと思うんですが、先ほど宇田議員からもあったように、この法律なんですけど、今、6月で一部施行されていまして、国のほうでは9月に全面施行を目指しているわけなんですけど、まだ私ども地方自治体のほうにはそういう詳細が来ていないというのが現状でございます。

先ほど、生活関連施設の定義もまだ示されていない中で、報道によりますと、茨城県内でこの③番の生活関連施設に当てはまるのは、例えば小美玉市にある百里基地であったり、あるいは東海村の東海第二原発などは恐らく入ってくるんじゃないかというふうに想定はされますが、そのほかの、実際に②にあります海上保安庁の施設、港とか灯台ですね、こちらについては本市にも港の海上保安部であったり、あるいは磯崎灯台等ございますが、こちらについては何ら国のほうからそういう示されているものもございませんし、現段階で防衛施設は先ほど言ったように600か所以上入ることなので、陸上自衛隊の勝田駐屯地等は議論されているのかなと思うんですが、そういうまだ不透明な部分が多々ありますので、私ども行政としましては、今後国から示される部分について注視していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○鈴木（道）委員長 井坂（章）委員。

○井坂（章）委員 確かに今の答弁でそのとおりかなというふうには思いますけれど、具体的なことは、適用する場所がひたちなか市の場合はちょっとなさそうだという印象はありますよね。勝田駐屯地辺りのところで何か人が集まってわあわあ騒ぐよというようなことがあった場合には多分適用されるとか、あるいは東海第二ということになると、これは東海村だからちょっとひたちなか市は直接には自治体としては関わってこないというふうに思ったりはしますけれど、ただ、私の経験なんですけど、去年の夏頃にちょうど百里基地でオスプレイの飛行訓練が

あるというようなことで、私どもが関係する組織でちょっと空の安全、やっぱり墜落する危険性もあるからこういう行為はやめてくれという申入れをしたんです。そのときに、そのときまでは、今までは百里基地に申入れをするときは、正面玄関の前で文書を渡したりやり取りすることができたんですが、あるときを境に今度は駄目だということで、門から二、三十メートル離れた場所に縄張を作られて、縄張以外のところから近づくんじゃないみたいな態度に出てきたというのがあるんですよ。これは小美玉市の関係する自治体の判断も加わっているようなので、そのことで感じたのは、ああ、こういうふうにして住民団体の危険な申入れに対して排除するような動きにつながっていくんだなという、ちょっと体感したので、そういったことがやっぱり起きてくる可能性があるんだなというふうに思っているんですね。

ですから、そういう定義がまだまだ曖昧なまま相手側の思いどおり、恣意どおりに運用されてしまうという可能性を持っているというふうに思うんですけど、その点はどうですかね。そういう疑問を持っているんですけど。

○鈴木（道）委員長 小倉総務部長。

○小倉総務部長 私どもは国防とか国家安全保障に関しては国の専管事項だというふうに心得ておりますので、今回、立法の趣旨に沿ってそういう決定がされたということで、基本的に我々は、法律に決められた情報提供等があれば、持っているものは出していくというような、そういう立場でいるところでありまして、それ以上のことについては特段我々が判断を差し挟む余地はないものというふうに考えております。

以上です。

○鈴木（道）委員長 ほかに意見ございませんか。大内（健）委員。

○大内（健）委員 まず、こちらの土地利用規制法についてなんですが、こちらは国会で審議、十分な質疑が行われ、審議され、可決された法律であるということですね。そもそもこちらの法律は、国家安全保障上支障となるおそれのある重要な土地等の取引を規制する法律でもあります。いわゆる今、外国資本による不透明な土地取得を防ぐことを目的としております。

この請願の内容ですと、人権、自由の問題、重要施設や国境等の阻害する行為や、また重大な問題は、誰をどのように調査・規制するかという文言もありますが、確かに国会の中で基本的人権を過剰に制限するおそれなどが指摘されてきています。しかし、こちらは、国会のほうで担当大臣も答弁しているように、しっかりと調査するという中で、国会の中で審議されている内容です。

当市としてこちらの土地利用規制法の廃止を求める意見書提出には至らないと思いますので、こちらの意見書を提出することに対しては反対です。

○鈴木（道）委員長 ありがとうございます。ほかに発言はございますか。討論ではございませんので、ある程度ご自由に発言を願います。薄井委員。

○薄井委員 私も今、大内（健）委員がおっしゃったとおりだと思いますが、その中で今回の土地利用規制法というのは、目的が一定面積以上の土地を売買する際に事前に届出を求めるということで、確かに自由な経済活動というのが阻害される可能性も確かにあるものの、実際に

最近、中国とか外国による基地周辺の森林買収とか、外国資本が広大な土地を買い占めると、そういう状況も懸念されることから法整備をされていると、そういう目的も理解しておるわけでありまして、確かに基本的な人権の問題もありますが、ここで具体的な詳細といえますか定義が示されていない中で廃止を求める意見書を提出というのは、今現在そぐわないんじゃないかというふうに個人的には思っております。

以上です。

○鈴木（道）委員長 井坂（章）委員。

○井坂（章）委員 この件に関してはまだ見えないところがいろいろ多過ぎて、ちょっとこれをどう扱うかというのは、もう少し継続したほうがいいんじゃないかというふうに思うんです。

例えば、この場合、住民監視だとかといろいろありますけれど、誰が住民を監視するんですかという文面がここからは見えないんだよね。実際は、多分警察が住民を常に、警察庁の公安警備あたりがそういう動きをしながら、住民を監視しながら状況をつかんでくるというのが実は背景にはあるような気がするんですね。これは文面では全然出ていません。法案にも全然その辺は明らかになっていません。でも、いろんな流れを見ると、警察がいろいろ介入してくるということになってくる可能性もあるので、もう少し吟味する必要があるのかなというふうに思っています。

以上です。

○鈴木（道）委員長 深谷委員。

○深谷委員 内容に関しての部分は、私も現段階の部分で廃止に至るということではなくて、先ほど部長のほうからもあったように行政官、我々はどちらかということやっぱり市民に寄り添う部分と、どちらかということそういうことを考えるということ考えた段階では、私もこの意見書を提出するということは必要ないんじゃないかと。

また、今同僚議員から継続ということもあったんですけど、この内容を見た限りでは、あえて継続的にして調査して、何らそのところという必要性は私は感じていないので、今、採択、不採択という意見が出ているようなので、この場でやっぱり採択をしたほうがいいんじゃないかというふうに感じております。

○鈴木（道）委員長 宇田委員。

○宇田委員 そもそもこの法律の目的は、先ほどもお話にありましたけども、危険な外国資本から日本の土地を守る、安全保障のためだということをも目的だというふうにしておりますけれども、現段階として本当に外国資本が危険な動きをしているという具体的な根拠は全然示されなかったということも国会の議論の中ではっきりしていることなんです。

じゃ、誰を規制するのかといえば、やっぱりそこに住む住民であり、その施設に対して、原発なり米軍施設なり、もう施設は要らないとか原発は要らないというふうに活動をするようなやっぱり住民団体を調査し規制していくということがやっぱり明らかじゃないかなというふうに思うんですね。この法律が、全て内閣総理大臣が決められる、内閣総理大臣ができる、自治体もそれに協力しなければならないというような、そういう法律の建てつけなので、詳細は全

然法律の中で決まっていなんですけど、詳細が決まれば、じゃ、やっぱり心配なかったねということになるかといえば、そんなことは絶対にあり得ないというふうに思っています。国会の議論の中で、あまりにもこの法律が曖昧、その他政令で定めるとか何々等とかということで曖昧なので、いろんな附帯決議として歯止めがかけられているんですけど、やっぱり附帯決議は法的根拠がないので、全く従う義務がないと、政府としては。

本当にこれは施行される前に廃止すべきだというふうに考えます。ですので、これはもう直ちに議会としてもこの請願を採択すべきだと私は思っております。

○鈴木（道）委員長 加藤委員。

○加藤委員 今、皆様のほうから種々ご意見がありましたけれども、この請願の中でこの方が一番言いたいというか懸念されていることが、調査の範囲が住民の職歴や思想信条、家族・交友関係にまで広がるおそれがあるということが一番心配されているのかなというふうにも読み取ることができます。

先ほどの執行部の説明の中で、そもそもこういった情報というのは市で保有していないということですから、これが公開されるということはないわけでありまして、今、まだまだ決まっていないことがたくさんあるという懸念はありますけれども、一番こういったことがされないということであれば、今の時点でこの廃止する意見書というのを提出することには当たらないのではないかなというふうに思いますので、私はこれは不採択すべきだというふうに思います。

○鈴木（道）委員長 ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木（道）委員長 では、一旦、暫時休憩します。

午前10時49分 休憩

午前10時51分 再開

○鈴木（道）委員長 それでは、委員会を再開いたします。

まず、本件につきましては、継続審査を求める意見と採択を求める意見がありますので、継続審査についてお諮りをいたします。

（「採決」と呼ぶ者あり）

○鈴木（道）委員長 採決ですね、採決を求める意見ですね。

本件を閉会中の継続審査とすることに賛成の委員の起立をまず願います。

（賛成者起立）

○鈴木（道）委員長 起立少数です。よって、本件は閉会中の継続審査としないことに決定をいたしました。

これより討論を行います。討論ありませんか。宇田委員。

○宇田委員 請願に賛成の立場で討論します。

この法律の目的は、危険な外国資本から日本の土地を守る安全保障のためだということですが、法律の中身は、規制や調査の対象になるのはそこに住む住民であり、地方自治体との関係

も自治体を国の下請機関にしてしまうような法律だということが分かります。

何が重要施設かということは、自衛隊施設や米軍基地、離島のほか、政令で定めるとして、日本全国どこでも対象になり得るということ。調査の対象は土地等の利用者とその他の関係者とあり、誰でも対象になり得ること。調査の項目は氏名、名称、住所その他政令で定めるとしてあり、調査項目の歯止めがないこと。その人物に機能阻害行為のおそれがあるかないか徹底的に周辺の調査に及ぶことになりかねません。そして、その機能阻害行為またはその明らかなおそれが処罰の対象になりますが、何が機能阻害行為なのか、何がその明らかなおそれあるかは内閣総理大臣が判断するという。全て内閣総理大臣が決める。調査され処罰されるのは国民であり、自治体はその調査に協力させられることになるという法律であり、これほどの悪法はないと考えます。

全面施行される前に議会として廃止を求めることが必要であるという立場で、本請願は採択すべきと考えます。

○鈴木（道）委員長 ほかに討論ありませんか。大内（健）委員。

○大内（健）委員 請願第28号反対の立場から討論させていただきます。

こちらの請願第28号についてですが、こちらの土地利用規制法は国家安全保障上支障となるおそれのある重要な土地等の取引を規制する法律であり、外国資本による不透明な土地取得を防ぐことを目的としたものであります。

よって、こちらの土地利用規制法の廃止を求める意見書提出は不採択とすべきものという形で、反対の立場から討論させていただきます。

以上です。

○鈴木（道）委員長 ほかに討論ございませんか。薄井委員。

○薄井委員 私は請願第28号は反対の立場から討論させていただきます。

先ほど述べたように、外国資本による広大な土地の取得などの懸念から今回法整備をされたというふうな目的だと理解しております。そんな中で様々、これから法律は成立しましたが、なかなか具体的な中身というものはきちっと示されていないと。その中で一概にこの法律を廃止するまでには至らないんじゃないかと、そういうふうなものも考えまして、今回の土地利用規制法の廃止を求める意見書は不採択というふうに考えております。

以上です。

○鈴木（道）委員長 井坂（章）委員。

○井坂（章）委員 私は先ほど継続でちょっと手を挙げたんですけども、今言われている外国資本が日本の土地を買い付けるというのは、これとちょっと関係ないと私は思うんですね。これは別の問題だというふうに思っていて、まだまだ不十分なものがあるので、現時点でこれを否決しちゃうのは私は賛成できないので、これはやっぱり採決すべきだというふうに思います。

○鈴木（道）委員長 ほかに討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木（道）委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

それでは、これより採決を行います。本件は採択すべきものとするに賛成の委員の起立をお願いします。

（賛成者起立）

○鈴木（道）委員長 起立少数です。よって、本件は不採択とすべきものとするに決定をいたしました。

以上で請願の審査を終了します。

執行部は退席されて結構です。

（執行部退席）

○鈴木（道）委員長 それでは、再開します。

次に、協議に移ります。

9月定例会までに所管事務調査を行うかどうかなんですが、その前に、先般申し上げました視察の日程が正式に決まりましたので、今後皆様にもご連絡をいたしますが、ここでもまずお伝えします。

日程は、7月12日（火曜日）から7月14日（木曜日）となります。視察の行き先は香川県高松市、そして兵庫県加古川市となります。詳細につきましては後ほど事務局からご連絡をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、協議の案件に移ります。

所管事務調査を9月定例会までに行うかどうかなんですが、実施をしたいと考えております。案件について皆様のご意見を伺えればと思います。何かあればお伝え願えればと思います。薄井委員。

○薄井委員 9月の案件につきましては、正副一任でよろしいかというふうに思います。

○鈴木（道）委員長 ただいま正副一任というご意見が出ました。ただいまのご意見でございますが、皆様、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木（道）委員長 ありがとうございます。それでは、次期定例会までの内容については、具体的な案件、そして日程については正副委員長にお任せいただきたいと思います。

おおむねの日程なんですが、今、正副で調整を、調整といいますかイメージを、もしできればなというときでイメージをしておりましたのは、8月のお盆前頃を予定しております。8月のお盆前に山の日がありますので、その前ぐらいに開催をしたいと考えておりますので、皆様、よろしくお願い致します。10日前後でございますかね。

それでは、そのように進めさせていただきますので、よろしくお願い致します。

次に、閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

継続調査申出書（案）を配付します。

（資料配付）

○鈴木（道）委員長 閉会中の継続調査申し出について、事務局職員に説明をさせます。佐藤

主幹。

○佐藤主幹 それでは、閉会中の継続調査申出書（案）についてご説明いたします。

閉会中の委員会活動を可能とするため、会議規則第111条の規定により、本会議最終日に委員会から継続調査の申し出をするものでございます。

案件といたしましては、企画行政について、行財政改革について、税務行政について、市民生活行政についてということで、総務生活委員会の所管している事務を広く拾えるような形で案を作成しております。

委員の皆様のご了解が得られれば、このような形で提出したいと思います。

説明は以上でございます。

○鈴木（道）委員長 ただいま説明のありました閉会中の継続調査申し出につきまして、何かご意見はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木（道）委員長 それでは、この案のとおり提出いたしたいと思います。異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木（道）委員長 異議なしと認め、以上のように閉会中の継続調査申し出を本会議最終日に提出します。

次に、その他に入ります。

まず、ご報告がでございます。6月定例会終了後の執行部との意見交換会の開催については、今月の開催は難しいと以前お伝えしたとおりでございます。9月に改めて皆様に詳細をお伝えしたいと思います。

ほかに何かございますでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木（道）委員長 なしと認めます。以上で本委員会に付託されました案件は全て終了しました。

これもちまして総務生活委員会を閉会します。お疲れさまでした。

午前11時2分 閉会